



申24号

「新たなジョブローテーションの実施」に関する説明申し入れ(その2)
5月28日に団体交渉を行う! ④

第15項 現在の車掌は全員が運転士の対象となるのか明らかにすること。

- ・適正があるのが前提である。ジョブローテーションでは、夢や希望を重んじている。
- ・ジョブローテーションで、会社の命で異動になることはある。絶対はないというつもりはない。しかし、そのような形ではなく、やりたかった仕事に沿うようにしたい。

第16項 運転適性検査、医学適性検査の資格を有する社員が、更新時の検査で不適合となった場合の社員運用について考えを明らかにすること。

- ・適性検査の考え方は、現在の取り扱いと何も変わらない。
- ・異動については、ケースバイケースとなる。
- ・4月1日から、運転適性検査の内容が簡素化された。内容については鉄道総研が管轄している。

第17項 車掌・運転士研修課程を修了できなかった場合、また、見極めが不合格だった場合の対応について明らかにすること。

- ・今までと変わらず、本人の事情を勘案して対応する。
- ・運転士が合わなくても、車掌で活躍できる。
- ・色々なケースが想定できる。

第18項 出向先会社について明らかにすること。また、出向休職から復帰する際の配属箇所について明らかにすること。

- ・出向先について、限定する考えはない。
- ・出向は相手がいることなので、ハードルは高い。相談していただくことが大事である。
- ・ある程度の下積みを経験するための出向もある。
- ・出向から復帰する箇所の考え方は変わらない。規模は大きいものではない。
- ・バランスが取れない出向は行わない。

第19項 異動の範囲について考え方を明らかにすること。

- ・採用時にエリアを指定して採用している。首都圏エリアは、千葉・東京・横浜・八王子・大宮であり、盛岡は盛岡、秋田は秋田、仙台は仙台、水戸是水戸、高崎は高崎、新潟は新潟、長野は長野である。
- ・異動について、エリアを跨ぐことはあるが、エリア内の人事異動が基本である。
- ・首都圏エリアも支社内での運用になる。現実として支社を跨ぐことは多くない。
- ・本人事情を配慮して行っていく。

第20項 任用の基準としている「基準」の考えを明らかにすること。また、今施策において異動及び出向を任用の基準とした根拠を明らかにすること。

- ・乗務員を選考する基準は、任用の基準や指導力等と要員需給である。
- ・乗務員になるためには、日々の業務を一生懸命行うことである。自己研鑽もあるが、任用の基準には、知識・意欲・努力が入っている。
- ・人事異動なので、現場長の独断で決めているということではない。
- ・少なくとも、不公平や不公正があってはいけいない。